

# 国内募集型企画旅行 ご旅行条件書(要約)

## 1、募集型企画旅行契約

この旅行は、ABC旅行センター(愛知バス株式会社)(以下「当社」といいます。)が企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

## 2、旅行お申込み及び契約の成立時期

お申込みは電話・郵便・FAX・メールでもできますが、お客様との旅行契約は当社が予約の承諾をし、お申込み日の翌日から3日以内にお申込書とお申込金(旅行代金の20%)又は、旅行代金全額を納めていただき正式契約といたします。

## 3、旅行代金のお支払い

旅行代金(残金)は出発日の14日前(お申込みが間際の場合は当社が指定する期日)までに納めてください。各コースに明示された旅行代金は大人・お一人様(満12才以上)の旅行代金で、小人旅行代金は満6才以上12才未満の方に適用いたします。

小人旅行代金は、特に記載のない限り同額です。

旅行代金には特に記載のない限り規定の交通費(往復のバス運賃など)、宿泊費、食事代、観光入場料等、団体行動の費用・消費税等一切を含みます。但し、指定集合場所まで及び解散場所からの交通費、追加飲食代その他個人的の諸費用は含まれておりません。又、旅館における追加飲食及びルームチャージ料については別途消費税がかかります。

各種交通機関の運賃・料金等が本紙作成日以降に改訂された場合は、旅行代金を変更することがあります。

## 4、旅行内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービス提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

## 5、最少催行人員

最少催行人員に満たない場合は旅行の実施を中止させていただくことがあります。この場合は原則として出発日の14日前(日帰り旅行については4日前)までに連絡させていただきます。なお少人数の場合、中型・マイクロバスを利用することがありますのでご了承ください。

## 6、当社による旅行契約の解除及び催行中止

(1)お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

(2)次の各一に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき

お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき

お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき

お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき

天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社に關与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または、そのおそれが極めて大きいとき

## 7、発着時間

ホテル・旅館、見学地の到着、出発時間は天候や交通渋滞等により予定時刻と異なることがあります。

## 8、宿泊

宿泊は原則として相部屋となります。個室確保(別途料金が必要)の場合は、2名以上でお申込みください。

お部屋は和室・和洋室・洋室です。又、予定旅館が同等クラスの施設に変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 9、旅程管理・添乗業務

ご旅行中の旅程管理は添乗員又は、その代行者(バス乗務員)が行ないます。総括旅程管理はABC旅行センターで行います。

## 10、当社の責任及び免責事項

当社は旅行契約の履行に当たって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。

手荷物について生じた本項の損害については同行の規定に関わらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、1人15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます)として賠償いたします。

## 11、特別補償

当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意または過失の有無に関わらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲内において、補償金または見舞金を支払います。

- 死亡保障金額:1500万円
- 入院見舞金額:2~20万円
- 通院見舞金:1~5万円
- 携行品損害補償金:お客様1名につき~15万円

(ただし、補償対象品1個当たり10万円を限度とします。)

## 12、取消料(出発日の前日より起算)

お申込み後、お客様の都合で旅行を取り消される場合、人員減及び出発日、コース変更は別途定める取消料を申し受けます。お振込みにて旅行代金をお支払いされた場合、諸手数料を差引いた金額を返金致します。

宿泊コースで人員変更の場合は、取消料の他に最終参加人員による旅行代金との差額をいただきます。

取消しの受付時間は、お申込み場所の営業時間内となります。

宿泊 日帰り	出発日の20日前~8日前	出発日の 7日前~2日前	出発日の前日	当日	無連絡不参加及び 旅行開始後
	20%	30%	40%	50%	
旅行代金	20%	30%	40%	50%	100%

## 13、その他

上記以外の条件については、当社の定める旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)のほか、別途お渡しする旅行書面によります。

旅行代金には諸税・サービス料が含まれております。

## 14、個人情報の取り扱いについて

旅行申込みの際にご提出していただきました個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配の為に利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

当社が取扱うサービス・商品に関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。

当社は、旅行先でのお買物等の便宜の為、お客様の個人データを販売会社等の事業者に提供することがあります。この場合、お名前、郵便番号、住所、電話等旅行・宿泊機関に必要な個人データを、電子的方法等で送付することによって提供いたします。なおこれらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、申込みの際にお申出ください。

上記のほか、当社の個人情報取扱いに関する方針については、旅行申込みの窓口等でご確認ください。

## 15、旅行傷害保険加入のおすすめ

安心してご旅行していただくため、お客様ご自身で保険を掛けられることをお勧めいたします。

旅行企画・実施

愛知県知事登録旅行業第2-1183

**ABC旅行センター**

(愛知バス株式会社)

名古屋市北区新沼町100-1

TEL(052)909-5563

国内旅行業務取扱管理者:内川貞仁

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です、この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご連絡なく左記の取扱管理者にお尋ね下さい。